

官報

号外 昭和二十九年四月十七日

○第九回国衆議院會議録第三十八号

昭和二十九年四月十七日(土曜日)

議事日程 第三十五号

午後一時開議

第一 道路整備費の財源等に關する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 船舶職員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の會議に付した事件
可燃性織物法に關する決議案(大西顯夫君外五十名提出)

清掃法案(内閣提出、參議院回付)

あへん法案(内閣提出、參議院回付)

日程第一 道路整備費の財源等に關する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

改正する法律案(内閣提出)

日程第二 船舶職員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

改正する法律案(内閣提出)

日程第三 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

改正する法律案(内閣提出)

保安林整備臨時措置法案(内閣提出)

国有林野法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和二十九年三月三十一日
第三十三號
第三十三號

午後一時五十八分開議

○議長(淺原次郎君) これより會議を開きます。

可燃性織物法に關する決議案(大西顯夫君外五十名提出)

(委員會審査有路要求事件)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、大西顯夫君外五十名提出、可燃性織物法に關する決議案は、提出者の要求通り委員會の審査を省略してこの際これを上程し、その審査を進められんことを望みます。

○議長(淺原次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(淺原次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

可燃性織物法に關する決議案を議題といたします。提出者の趣旨を許します。五十嵐吉藏君。

可燃性織物法に關する決議案

可燃性織物法に關する決議案

可燃性織物法は、千九百五十三年六月三十日アメリカ合衆國國會にお

いて成立し、即日大統領裁可となり、千九百五十四年七月一日より施行されることとなつた。

本法の施行によつて、輕目絹織物等の対米輸出はいちじるしく阻害せられ、わが國の当該産業及び関連諸産業に与える打撃は、まことにじん大であり、ひいては、國民感情を刺激し、日米經濟外交の前途に暗影を投ずるおそれがある。

よつて、本院は、アメリカ合衆國國會並びに政府に対し、ここにあらためて本法の施行に、友愛に充ちた考慮を払われることを要請するものである。

右決議する。

午後一時五十八分開議

○議長(淺原次郎君) これより會議を開きます。

可燃性織物法に關する決議案(大西顯夫君外五十名提出)

(委員會審査有路要求事件)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、大西顯夫君外五十名提出、可燃性織物法に關する決議案は、提出者の要求通り委員會の審査を省略してこの際これを上程し、その審査を進められんことを望みます。

○議長(淺原次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(淺原次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

可燃性織物法に關する決議案を議題といたします。提出者の趣旨を許します。五十嵐吉藏君。

可燃性織物法に關する決議案

可燃性織物法に關する決議案

可燃性織物法は、千九百五十三年六月三十日アメリカ合衆國國會にお

いて成立し、即日大統領裁可となり、千九百五十四年七月一日より施行されることとなつた。

本法の施行によつて、輕目絹織物等の対米輸出はいちじるしく阻害せられ、わが國の当該産業及び関連諸産業に与える打撃は、まことにじん大であり、ひいては、國民感情を刺激し、日米經濟外交の前途に暗影を投ずるおそれがある。

よつて、本院は、アメリカ合衆國國會並びに政府に対し、ここにあらためて本法の施行に、友愛に充ちた考慮を払われることを要請するものである。

右決議する。

午後一時五十八分開議

○議長(淺原次郎君) これより會議を開きます。

可燃性織物法に關する決議案(大西顯夫君外五十名提出)

(委員會審査有路要求事件)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、大西顯夫君外五十名提出、可燃性織物法に關する決議案は、提出者の要求通り委員會の審査を省略してこの際これを上程し、その審査を進められんことを望みます。

○議長(淺原次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(淺原次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

可燃性織物法に關する決議案を議題といたします。提出者の趣旨を許します。五十嵐吉藏君。

可燃性織物法に關する決議案

可燃性織物法に關する決議案

可燃性織物法は、千九百五十三年六月三十日アメリカ合衆國國會にお

いて成立し、即日大統領裁可となり、千九百五十四年七月一日より施行されることとなつた。

本法の施行によつて、輕目絹織物等の対米輸出はいちじるしく阻害せられ、わが國の当該産業及び関連諸産業に与える打撃は、まことにじん大であり、ひいては、國民感情を刺激し、日米經濟外交の前途に暗影を投ずるおそれがある。

よつて、本院は、アメリカ合衆國國會並びに政府に対し、ここにあらためて本法の施行に、友愛に充ちた考慮を払われることを要請するものである。

右決議する。

午後一時五十八分開議

○議長(淺原次郎君) これより會議を開きます。

可燃性織物法に關する決議案(大西顯夫君外五十名提出)

(委員會審査有路要求事件)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、大西顯夫君外五十名提出、可燃性織物法に關する決議案は、提出者の要求通り委員會の審査を省略してこの際これを上程し、その審査を進められんことを望みます。

○議長(淺原次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(淺原次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

可燃性織物法に關する決議案を議題といたします。提出者の趣旨を許します。五十嵐吉藏君。

可燃性織物法に關する決議案

可燃性織物法に關する決議案

可燃性織物法は、千九百五十三年六月三十日アメリカ合衆國國會にお

いて成立し、即日大統領裁可となり、千九百五十四年七月一日より施行されることとなつた。

本法の施行によつて、輕目絹織物等の対米輸出はいちじるしく阻害せられ、わが國の当該産業及び関連諸産業に与える打撃は、まことにじん大であり、ひいては、國民感情を刺激し、日米經濟外交の前途に暗影を投ずるおそれがある。

よつて、本院は、アメリカ合衆國國會並びに政府に対し、ここにあらためて本法の施行に、友愛に充ちた考慮を払われることを要請するものである。

右決議する。

昭和二十九年四月十七日 衆議院會議録第三十八号 可燃性織物法に關する決議案

昭和二十九年四月十七日 衆議院會議第三十八号 可燃性織物法に関する決議案

五五二

らの中小企業は破局への一途をたどるのみであり、国民生活はいよゝその不安を増大することは火を見るよりも明らかであるのであります。しかるに、この上、この法律が実施されて、しかも目下予想されておるような打撃を受けるのであれば、関係産業はまさに壊滅的の痛手を受けることは必至であります。特に軽目羽二重を集中的に生産しているところの福島、石川、福井等の諸県下における業者は致命的の打撃を受けることとなり、また神奈川県下を中心として広く大衆家庭の主婦の内職として数万人が従事しているところの絹スカーフの巻縫い加工業のごときは、ただちにその生活を脅かされることとなりまして、社会問題としても突に重大なる事態となることは容易に想像されるのであります。さらにはまた、当然の結果として生糸の国内価格を圧迫し、このしわ寄せは全国八十有餘万户の養蚕農家にはね返ることとなりまして、わが国蚕糸業の将来に大きな暗影を投ずるのであります。

第三点といたしましては対米国民感情の問題であります。さきにビキニ環礁における水爆の実験により直接被害を受けたる関係者は言うに及ばず、

一般国民のアメリカに対する感情は相当尖鋭化いたしておるさきであり、本問題の成行きいかんによりましては、日米両国間にさらに一段と好ましからざる反米空気を醸成するのみならず、共産勢力進出への好何となるの憂いすらなしとしないのであります。(拍手) これまた日米両国間の将来に容易ならざる問題を残すこととなりまして、決して看過することはできないのであります。

以上申し述べましたように、本法律の実施がわが国の産業、経済、思想の上及び予影響はきわめて甚大なるものがあるのでございます。よつて、この際、米国会並びに政府に対して、軽目絹織物及び絹製品は、本法よりその適用を除外すべきことを要請すべきものであると信ずるのであります。すなわち、スカーフ、ハンカチ等の絹製品はアクセサリーとして法の適用除外を強く要請すべきであり、また強力に要請することのできる筋合いのものであると信ずるのであります。何となれば、元来この法律の趣旨は人命の保護という点にあるのでありまして、従つて、帽子、手袋、はきもの等の、すぐとりはすしのできるものは、

その適用が除外されておるのでございます。すなわち、本法律の中には適用除外の規定が設けてあるのであります。そこで、スカーフ、ハンカチなどはこれまできわめて簡単にとりはずしができるのであります。これを適用除外といたしましても、立法の趣旨には何ら触れるところはないと信ずるのであります。従つて、これらの製品は当然アクセサリーとして適用の除外を強く要請すべきものであると存するのであります。

なお、特にスカーフについては一言しておきたいのであります。万一にこのスカーフが適用除外されないといたすことになりまして、直接受ける影響は言うまでもありませんが、実は間接的に受ける打撃が予想以上に大きいものがあるという事実でございます。このスカーフというものは、絹の実物宣伝として突に大きな役目を果しているものであります。昭和二十二年には年間を通じて生糸の輸出は一万七千俵でしかなかったのであります。その年の下半期にスカーフが流行をいたしまして、これまで絹と人絹との見わけのつかなくなつたアメリカの娘さんたちにビュア・シルクのよさがはつきりとわか

りまして、これが呼び水となつて潜在需要を大いに喚起して、翌二十三年には八万俵の生糸輸出となり、なおこの流行が続きました。二十五年には実にアメリカのみで約十萬俵の生糸を消化しているのでございます。私は、昨年の秋に欧米の絹業界を二まわりいたしました。スカーフが絹の実物宣伝の上にかに大きな役割を果しているかということをまのあたりに見聞いたしました。その重要性とその宣伝力の偉大なことに驚いて帰つて参つたのでございます。スカーフこそは、かくのごとき大きな間接的効果をあげておるのであります。しかし、このスカーフが適用除外となりますれば、軽目羽二重並びに絹製品の大部分は、ほとんど影響なしに、従来通りの輸出ができることになるのでございます。なお、これが適用を除外するかいなかは、今月二十二日から開かれるところの米連邦通商委員会の公聴会の結果を待つて、五月中旬ころまでに決定されるのでございまして、そこで、この際努力いかにやらせましては、決して悲観すべき事態ではないと思つてございまして、いな、十分適用除外となるの可能性があると確信いたす次第でございます。

何と申しましても、この問題は、その成行きいかんによりましては、わが国の産業経済に及ぼす影響と蚕糸織物業界に与へる打撃とは決してなまやさしいものではないだけに、真剣に対処しなければならぬ問題であるのでございまして、よつて、ここに衆議院の決議をもつて本問題の解決をはからんとするものでございます。何とぞ諸君の御賛成をお願い申し上げる次第でございます。(拍手)

○議長(堤康次郎君) これより討論に入ります。齋木重一君。

〔齋木重一君登壇〕
○齋木重一君 たいま上程になりました本決議案に対しまして、日本社会党を代表いたしまして賛成の討論をなさんとするものであります。それは、わが国経済に今後重大なるところの悪影響をもたらすばかりでなく、今日国内関係者の精神的、経済的被害の甚大なるものがあると信ずるからであります。

わが国の輸出絹織物製品に対し、米國が懸えやすいところの日本製品として輸入禁止を来る七月一日より実施することになつたと報せられておることは、先ほど衆議院の趣旨弁明にもあ

りました通りでございます。もしこれが実施されんか、昨年、すなわち二十八年一月より十二月までの、米國に対する生糸、絹織物の輸出実績を見まするときに、総額は四千三百三十八万ドルでありまして、そのうちの約四分の一に該当するところの製品約一千万ドルが禁止されることになりまことに、ひとり絹織物業者の問題ではあります。まず第一に、わが國産蠶農家、織物業者、これの加工業者、輸出商社、これらに従事する多数の農民、勤業者のこうむる被害は、経済的にはもちろん、精神的悪影響は看過することのでき得ない重大なる問題である。と私どもは信ずるのでございます。

(拍手)
米國におきましては、すでに十年前より燃えやすいところの絹織物として取上げられ、米國業者はその燃えにくくする研究と製品工程の切りかえを済ませておと報じられておるのであります。米國內においては、重目羽二重の製造技術は日本より以上に発達をしており、ただ軽目羽二重の生産技術が日本より遅れおりました関係上輸入しておつたのが、今や米國は軽目羽二重の生産技術が発達した関係より、その生産業者の圧力によつて、

燃えやすき絹織物など、りくつをつけて、輸入禁止の暴挙に出たものと私どもは信ずるのであります。(拍手)
この問題は、昨年六月末すでに米國議會を通過し、一年間の猶予期間を置き、本年七月一日より実施するものであります。現政府は、この一箇年間何をしていたか。無誠意、無為無策、拱手傍觀、ただ米國のなすがままに今日に至つたことは重大なる怠慢であると私どもは考へるとともに、本決議案が六箇十菊といふとも國民の声としてここに反映されることは当然であると私どもは考へます。(拍手)米國一辺倒の軟弱外交を露呈したものと、あえて私は断言するのであります。私どもは、この一方的処置に対して、断じて監視することではでき得ません。

政府は、口を開けば、外貨獲得のため輸出振興を一枚看板にして國民に耐乏生活を強制しながら、一方においてNSA協定によるところの、國際小麦價格よりも上まわるところの米國の剩利物資たる小麦を押しつけられ、これに報ゆるに殺人灰の散布と繊維製品の輸入禁止をもつてされることは、言語道斷と言はざるを得ません。(拍手)多大なるところの國家經費を支出して設置されたる在外公館は、一体この一年

何をしておつたのか。何らの情報も米國政府に連絡しなかつたのであらうか。思へば、まことに怠慢と言はなければなりません。また、ふかしぎ千万であります。特に、軽目羽二重の輸出はわが國絹織物の中軸をなすものであります。これがため災厄をこうむる養蚕農家、機業者、加工業者は中小企業者であり、これに従事する従業員家族もおびただしい数に上つておることを考へるならば、特にまた昨今の金融引締めによるところの不況下においてさらに重圧が與つて参りますならば、倒産、破産に拍車をかけ、壊滅は必至と存するのであります。さらに、私どもは、今後の趨勢はセルローズ系繊維並びにスフ、人絹、アセテート系にまでも發展せんとするところの憂うべき現象を見がしてはならないのであります。(拍手)この重大難関に逢着することは火を見るよりも明らかであります。今こそ、外務當局は、本決議案をまつまでもなく、徹底的に外交的手段をもつてやるべきはずであります。岡崎外務大臣等は何をしておるか、アメリカの出先外交の感を深くするものであります。

これらによりまして、私どもは強く本決議案の趣旨に賛同の意を表しました

て、賛成討論を終る次第であります。(拍手)
○議長(堤康次郎君) これにて討論は終局いたしました。
採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。
この際通商産業政務次官から発言を求められております。これを許します。
通商産業政務次官古池信三君。
〔政府委員古池信三君登壇〕
○政府委員(古池信三君) ただいまの御決議につきまして、その趣旨を体しまして、私どももいたしまして最善の努力を尽す所存であることを、通産大臣にかわりまして申し上げます。

清掃法案(内閣提出、参議院回付)
○議長(堤康次郎君) お諮りいたします。参議院から内閣提出、清掃法案及びあへん法案が回付されております。この際、議事日程に追加して、右回付案を逐次議題とするに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。清掃法案の参議院回付案を議題といたします。
清掃法案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。
昭和二十九年四月十六日
参議院議長 河井 彌八
衆議院議長 堤康次郎殿
(本決議案は参議院に於て通過し、衆議院に於て通過したる事、衆議院に於て通過したる事は衆議院の責任)

(國及び地方公共団体の責務)
第二条 市町村○は、つねに清掃思想の普及を図るとともに、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等清掃事業の能率的な運営につとめなければならない。
2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果されるように必要な技術的援助を与えることにつとめなければならない。
3 國は、汚物の処理に関する科学技術の向上を図るとともに、市町

昭和二十九年四月十七日 衆議院會議録第三十八号 清掃法案(参議院回付)

<p>るに、同条第三項第二号中「若しくは大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)」を「大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)」に改める。</p> <p>若しくはあへん法」に、同項第四号中「若しくは大麻」を「大麻若しくはあへん」に改める。</p>	<p>第十二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。</p> <p>2 何人も、あへん末を輸入し、又は輸出してはならない。</p>	<p>第十三条中「麻薬(前条第一項に規定する麻薬を除く。以下この章において同じ。)」を「麻薬(前条第一項及び第二項に規定する麻薬を除く。以下第十九条までにおいて同じ。)」に改める。</p>	<p>第二十條第一項中「麻薬」を「麻薬(第十二条第一項に規定する麻薬を除く。以下この章において同じ。)」に改める。</p>	<p>第二十一條第一項中「麻薬の品名」を「麻薬、あへん又はけしがら」の品名」に改める。</p>	<p>第二十七條第三項中「麻薬の中毒者」を「麻薬又はあへんの中毒者」に改める。</p>	<p>第三十七條第二項中「記載」を「記載(麻薬製造業者にあつては、あへん法第三十九條第一項の規定による記載を含む。)」に改める。</p> <p>第四十條第三項中「記載」を「記載(あへん法第三十九條第二項の規定による記載を含む。)」に改める。</p> <p>第五十條第一項中「麻薬に中毒している」を「麻薬又はあへんに中毒している」に、中毒している麻薬を「麻薬に中毒している場合にあつては当該麻薬」に改める。</p> <p>第五十四條第五項中「若しくは大麻取締法」を「大麻取締法若しくはあへん法」に、「麻薬中毒を」を「麻薬若しくはあへんの中毒」に改める。</p> <p>第六十二條を次のように改める。</p> <p>第六十二條 次のように改める。</p> <p>(同一人が二以上の資格を有する場合の取扱)</p> <p>第六十二條 同一人が二以上の麻薬業者の免許を有する場合又は麻薬業者が同時に麻薬診療施設の開設者若しくは麻薬研究施設の設置者を兼ねる場合には、この法律中麻薬の譲渡及び譲受に関する規定の適用については、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなす。同一人が二以上の麻薬診療施設を開設し、若しくは二以上の麻薬研究施設を設置する場合又は麻薬診療施設の開設者が麻薬研究施設を設置する場合も、同様とする。</p> <p>第六十五條第一項中「第十二條第二項」を「第十二條第二項若しくは第三項」に改め、同条第三項を削る。</p> <p>第六十九條但書を削る。</p> <p>第七十四條中「第六十五條第一項若しくは第二項」を「第六十五條」に改める。</p> <p>別表中第一号を次のように改め、第二十四号中「含有する物」を「含有する物であつて、あへん、けしがら及びけしらの種子以外のもの」に改める。</p> <p>一 コカ葉</p> <p>8 この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>9 大麻取締法の一部を次のように改正する。</p>	<p>第五條第二項第一号中「又は大麻」を「あへん若しくは大麻」に改める。</p> <p>(医師法の一部改正)</p> <p>10 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十條第一号中「若しくは大麻」を「大麻若しくはあへん」に改める。</p> <p>(歯科医師法の一部改正)</p> <p>11 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十條第一号中「若しくは大麻」を「大麻若しくはあへん」に改める。</p> <p>(保健婦助産婦看護婦法の一部改正)</p> <p>12 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十條第四号中「若しくは大麻」を「大麻若しくはあへん」に改める。</p> <p>(歯科衛生士法の一部改正)</p> <p>13 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>第五條第四号中「若しくは大麻」を「あへん若しくは大麻」に改める。</p> <p>(獣医師法の一部改正)</p> <p>14 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十條第一号中「若しくは大麻」を「大麻若しくはあへん」に改める。</p> <p>(毒物及び劇物取締法の一部改正)</p> <p>15 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第八條第二項第二号中「若しくは大麻」を「大麻若しくはあへん」に改める。</p> <p>(出入国管理令の一部改正)</p> <p>16 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五條第一項第五号中「又は大麻」を「大麻又はあへん」に、同項第六号中「麻薬取締法(昭和二十三年法律第二百一十号)」を「麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)」に、若しくは「大麻取締法(昭和二十三年法律第二百一十号)」に定める大麻」を「大麻取締法(昭和二十三年法律第二百一十号)」に</p>
---	--	--	---	---	---	--	--	--

昭和二十九年四月十七日 衆議院會議録第三十八号 あへん法案(參議院回付)

昭和二十九年四月十七日 衆議院會議録第三十八号 道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

五五六

17 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のまゝに改正する。
第五十条第四十九号の次に次の一号を加える。
四十九の二 あへんの輸入、輸出、取納及び充渡、あへん未の輸入及び輸出並びにけしの栽培の許可及び許可の取消を行うこと。

第三十七条中「及び大麻」を、大麻及びあへん」に改める。
(大蔵省設置法の一部改正)

18 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のまゝに改正する。
第四十条第二十七号及び第七条第十六号中「アルコール」を「アルコール及びあへん」に改める。

○議長(堤康次郎君) 本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第一 道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(堤康次郎君) 日程第一、道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長長久野忠治君。

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

措置法(昭和二十八年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。
2 昭和二十九年年度については、第三十条中「収入額」とあるのは、「収入額の三分の二」と読み替えて、同条の規定を適用する。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

○久野忠治君 たいま議題となりました道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の結果を御報告申し上げます。まず、本法案の提案の理由並びに内容について申し上げます。申し上げるまでもなく、道路整備費の財源等に関する臨時措置法は、わが国経済再建の基本条件として、極端に立ち遅れたわが国道

路の改善をはかるため、去冬第十六回国会において両院全会一致をもつて成立したものでありまして、昭和二十九年年度以降五箇年計画の財源に充當する道路整備五箇年計画の財源に充當するといふ趣的な法律であります。しかるに、昭和二十九年年度予算編成に際しまして、諸般の情勢上その規模を極力圧縮する必要が生じたため、昭和二十九年年度に限り、万やむを得ない措置として、揮発油税収入額の三分の一相当額を地方財源に譲与して、国道道路財源としては残余の三分の二相当額をこれに充當しよう改正したいというのが、本法案を提案する理由であります。なお、昭和二十九年年度における揮発油税収入額の三分の一に相当する額については、別途提案する揮発油譲与税法案により、地方の道路に関する費用に充當することを目的として、地方公共団体に譲与されることになつているのであります。この三分の一相当額のうち四十八億円については、道路整備費の財源等に関する臨時措置法第二条に規定する道路整備五箇年計画の実施に要する費用に充當するにいたしております。

本法案は三月八日日本委員会に付託され、四月十五日に至る間、本法案に關連する揮発油譲与税法案について地方行政委員会との連合審査を含め、前後五回にわたり慎重に審査いたしましたのであります。
次に質疑のおもなるものを申し上げますと、第一に、わが国道路整備の緊急性より見て、去る第十六回国会において道路整備費の財源等に関する法律が、議員立法として、衆参両院において全会一致をもつて成立したものであるにもかかわらず、政府は、これが実施第一年度にしてすでにその基本線をつくすのがとき大改正を加えるのは、議員立法の軽視、ひいては国会無視もはなはだしきやり方と断ぜざるを得ないと思つて、一体政府はわが国道路の整備についてどの程度の熱意を有するのか、また、あえてかかる国会無視の暴挙を講ぜんとする真の理由いかんとの質問に対しては、道路そのものの重要性並びにわが国道路の現況より見て、これを整備に緊急を要することは十分認識して、また道路整備費の財源等に関する法律も最高

の国会意思の決定であり、政府としてこれを無視することが考えは毛頭ないのであるが、昭和二十九年における国家財政の都合上、遂に一兆円予算の編成を余儀なくされ、これが目的を達成せんがためのやむを得ざる措置として、昭和二十九年に限りかかる措置を講ずんとするものである旨の答弁がありました。

第二には、昭和二十九年予算編成上におけるやむを得ざる措置として、本法案並びに本法案をうらはらの関係をなす揮発油増徴税に関する法律案を昭和二十九年に限りかかるものとしたことであるが、これは政府部内一致した意見であつて、昭和三十年以降において再びかかる措置が講ぜられることがないかとの質問に対しては、今回の措置を講ずるにあたり、建設、大蔵、地方自治、三政務次官の申合せにより、揮発油増徴税は一年限りの時限法とする、揮発油増徴税は道路の費用に充當し、そのうち四十八億円は道路整備費の財源等に関する臨時措置法に基く道路整備五箇年計画の費用に充當すること、四十八億円を道路整備五箇年計画の費用に充當する

結果として生ずる地方の不足財源については、起債その他によつて補填の方法をきめて行くこと、道路整備費の財源等に関する臨時措置法は、昭和二十九年に限り揮発油増徴税相当額の三分の二をもつて行うこと、従つて昭和三十年以降の地方財源の補填については、交付税において所得税、法人税、酒税から交付税に入れる率を多くするか、その他何らかの方法において、昭和三十年以降における地方財政の欠陥を来さないようにすること等が決定をされておる、今回の措置は二十九年に限り行われるものであり、三十年以降は揮発油増徴税相当額をもつて五箇年計画が遂行されなければならぬとの答弁があつたのでございます。

かくして質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由党を代表して田中角榮君、改進黨を代表して赤澤正通君より、それ、本案の趣旨には不本意ではあるが、一兆円予算のため本年に限りかかる措置をとるといふ点、本案は時限法とし、三十年以降の道路整備費の財源等に関する臨時措置

法の趣旨は最優先されるとの条件を付して賛成の旨が、日本社会党を代表して三鍋三三君より、国会無視はもとより、現政府の施策に計画性のないことは本法案を見ても明らかであり、なにかんづく本案を対しては与党議員でさえも毅然とせざるものがあるのは当然であるが、この際大乗的見地より、本案は二十九年に限りとするとして賛成の旨が申し述べられました。次いで日本社会党を代表して細野三千雄君より、道路整備費の財源等に関する臨時措置法は、去る第十六国会において、全会一致をもつて、いわば国民の総意によつて成立したものであるにもかかわらず、その初年度においてすでにかかる措置を講ずんとするのは、国会軽視はもとより、今国会冒頭において特別に道路問題を取上げた施政方針演説の趣旨よりしても、国民を欺くことおびただしいものがあり、本法案に反対の旨が述べられたのであります。

次いで採決の結果、多数をもつて原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

昭和二十九年四月十七日 衆議院会議録第二十八号 船舶職員法等の一部を改正する法律案

○議長(橋本武英君) 採決いたしました。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(橋本武英君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第二 船舶職員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(橋本武英君) 日程第二、船舶職員法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長(内閣内二君)。

船舶職員法等の一部を改正する法律案
船舶職員法等の一部を改正する法律案
第一条 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項、第九項、第十項及び第十一項中「昭和二十九年八月三十一日」を「昭和三十一年三月二十二日」に改める。

第二条 海上運送法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「昭和二十九年八月三十一日」を「昭和三十一年三月二十二日」に改める。

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

船舶職員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

○閣内二君(内閣内二君) たいま議題となりました船舶職員法等の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の内容を簡単に申し上げます。現行船舶職員法は昭和二十六年四月四日附議の大改正が加えられたものでありますが、その際、法の完全実施をはかるために、本年八月末まで船舶職員等の資格の緩和、小型船舶関係職員の資格免許に関する試験免除及び海軍関係学校卒業生に対する学術試験

昭和二十九年四月十七日 衆議院會議第三十八号 農林省設置法の一部を改正する法律(号外二件)

免除等の特例が設けられたのであります。しかるに、その後船舶職員の充足状況を見ますと、さらにこの措置を延期する必要があると認められますので、これら特例を昭和三十一年三月二十二日まで延期するとともに、これに関連して海上運送法の一部を改正する法律の一部を改正しようとするのであります。

本法案は、去る三月二十五日本委員会に付託され、二十七日政府より提案理由の説明を聴取し、四月八日質疑を行いましたが、その内容は会議録に載ることといたします。

四月十六日、討論を省略し、ただちに採決いたしましたところ、本法案は起立議員をもつて原案通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(橋本武郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(橋本武郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第三 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

保安林整備臨時措置法案(内閣提出)
国有林野法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、日程第三とともに、内閣提出、保安林整備臨時措置法案及び国有林野法等の一部を改正する法律案の両案を追加して、三案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(橋本武郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(橋本武郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

日程第三、農林省設置法の一部を改正する法律案、保安林整備臨時措置法案、国有林野法等の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長井出一太郎君。

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六十八条第一項の表の位置の欄中「長野県を」長野市に改める。

附則
この法律の施行期日は、昭和三十一年三月三十一日までの範囲内において政令で定める。

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕
保安林整備臨時措置法案
保安林整備臨時措置法

(目的)
第一条 この法律は、緊急に保安林を整備するため、保安林整備計画を定め、これに基く森林計画の変更、保安林として指定された森林の国による買入等の措置を講じ、もつて国土の保全に資することを目的とする。

(保安林整備計画)
第二条 農林大臣は、地勢その他の条件を勘案して主として流域別に定める区域ごとに、中央森林審議会の意見を聞いて、保安林整備計画を定めなければならない。

2 前項の保安林整備計画には、左に掲げる事項を定めるものとする。

一 保安林の指定及び解除に関する事項
二 保安林の区域内における森林施策に関する事項
三 保安施設事業に関する事項
四 第四条に掲げる森林等の買入に関する事項
五 その他必要な事項

(森林計画の変更)
第三条 農林大臣は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条第一項に規定する場合の外、前条第一項の保安林整備計画を実施するため必要がある場合には、同法第四条第一項の規定により定められた森林基本計画の一部を変更することができる。

2 前項の規定による変更は、森林法第十条第一項の規定によりしたものとみなす。

(買入)
第四条 国は、第二条第一項の保安林整備計画に基き、毎年度予算の範囲内において、森林及び原野その他の土地(以下「森林等」とい

う)で左の各号の一に該当し、国土保全上必要なものを買入れるものとする。

一 森林法第二十五条第二項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため保安林として指定されている森林

二 保安施設地区の区域内の森林等

三 前二号の規定により買入れられる森林等に隣接し、これとあわせて経営することを相当とする森林等

(交換)
第五条 前条に掲げる森林等で、その所在する地方の住民の薪炭原木の採取、放牧又は採草の用に供されているものを取得するため、同条の規定による買入に代えて、当該森林等と国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条第二号の国有林野とを交換する場合には、国は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十七条第一項但書の規定にかかわらず、価額の差額がその高価なもの価額の二分の一をこえないときは、交換をすることができる。

(強制買収)
第六条 森林法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的

を達成するため保安林として指定されている森林で、国土の保全上特に重要なものの森林所有者(同法第二条第二項に規定する森林所有者又は森林の土地の所有者をいう。以下同じ)が、その森林につきされた同法第三十八条の規定による命令に従わない場合において、政令の定めるところにより催告をしてもなおこれに従わず、且つ、第四条の規定による国の買入の申込に応じないときは、農林大臣は、当該森林所有者から、当該森林、当該森林の土地又はその土地の上の権利及び立木竹を買い取ることができ、

2 農林大臣は、前項の規定による買取をするには、中央森林審議会の議を経て左に掲げる事項を記載した買取令書を作成し、これを当該森林所有者に交付しなければならない。

一 森林所有者の氏名又は名称及び住所

二 森林又は土地を買い取る場合には、その所在、地番及び面積、権利及び立木竹を買い取る場合には、その存する土地の所在、

地番及び面積並びにその権利の種類及び内容

三 買取の期日

四 対価の額

五 対価の支払の方法

六 その他必要な事項

3 国が、前項の買取令書に記載された買取の期日までに対価を支払い、又は政令の定めるところにより供託したときは、その買取の期日に、その買取の目的となつた森林、土地若しくは立木竹の所有権又は権利は、国に移転する。

4 第一項の規定により買い取られる森林、土地、権利又は立木竹の対価の額に不服がある者は、買取令書の交付を受けた日から六月以内に、訴をもつてその増額を請求することができる。

(評価)

第七条 前三条の規定による買入、交換又は買取をする場合における森林、土地、権利及び立木竹の価額は、時価によるものとし、政令の定めるところにより評価基準に基いて算定しなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、公布の日から起算して十年を経過した日にその効力を失う。

3 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「国有林野整備臨時措置法第一条第一項の規定による国有林野と民有林野の交換」の下に「又は国有林野と保安林整備臨時措置法第四条に掲げる森林等に該当する民有林野との交換」を加える。

第十四条第五項中「買取された場合」と「買取され、又は保安林整備臨時措置法第六条の規定により買い取られた場合」に、「買取の対価を」買取若しくは買取の対価に、「買取された資産」を「買取され、又は買い取られた資産」に改める。

第十五条第一項中「取得する場合の下に」又は保安林整備臨時措置法第六条の規定に基き買い取られその対価を取得した場合」を、「当該取得の日の下に」又は当該買取の日」を加え、同条第二項第一号中「補償金の額」の下に「又は

当該土地等の買取に因り取得する対価の額」を加える。

第二十條の二第一項中「交換があつた場合」の下に「並びに個人の有する立木及び立木の存する土地で保安林整備臨時措置法第四条に掲げる森林等に該当するものについて国有林野との交換があつた場合」を加える。

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第百十一條の七第八号中「交換する場合」の下に「又は保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第 号)第四条に掲げる森林等に該当する民有林野を国有林野と交換する場合」を加える。

保安林整備臨時措置法案に対する修正案

保安林整備臨時措置法案に對する修正

保安林整備臨時措置法案の一部を次のように修正する。

(1) 附則第三項中第十四条第五項の改正規定中「第十四条第五項」を「第十四条第二項中「清算金を取得するとき」の下に」又は基準日において個人の有する立木及び立木の

存する土地で保安林整備臨時措置法第四条に掲げる森林等に該当するものについて国有林野との交換があつた場合において、当該交換に因り清算金を取得するとき」を加え、同条第三項中「又は土地の上」に存する権利又は立木」に、同条第五項に、「第六条の規定により買い取られた場合」を、「規定に基き買い入れられ若しくは買い取られた場合」に、「買取若しくは」を「買取、買入若しくは」に、「買取され、又は」を「買取され、買い入れられ又は」に改める。

(2) 附則第二項中第十五条の改正規定中「第六条の規定に基き買い取られ」を、「規定に基き買い入れられ若しくは買い取られ」に、「当該買取」を「当該買入若しくは買取」に、「又は当該土地等の買取に因り取得する対価の額」を加える。を「当該土地等の買入若しくは買取に因り取得する対価の額」を加え、同条第三項及び第四項中「又は土地の上」に存する権利又は立木」に改める。に改める。

(3) 附則第二項中第十五条の改正規定の次に次のように加える。

第十六条第一項中「又は特別都市計画法」を、「特別都市計画法」

昭和二十九年四月十七日 衆議院會議第三十八号 農林省設置法の二部を改正する法律案外二件

を改正する法律案、保安林整備臨時措置法案並びに国有林野法等の一部を改正する法律案につきまして、審議の結果並びに結果の大要を御報告申し上げます。

まず、保安林整備臨時措置法案について申し上げます。

災害を未然に防止し、あるいはその被害を軽度にとどめずためには、まず水源地域の森林を造成し、その森林を国土保全の目的から適正に管理することが必要不可欠の条件であるのであります。この意味におきまして、治山治水対策の重要な一環として保安林の整備拡充を緊急に実施するため本法案が提出されたのであります。

次に内容の骨子を述べますと、第一には、重要河川の流域ごとに保安林整備計画を中央森林審議会に諮問して、林大臣が定めることとするのであります。第二には、保安林整備計画に基づき、流域保全のための保安林、治山事業施行地の森林、及びこれらに隣接して国が一括管理することが適当である森林等を国が買入れれるものとすものとあります。なお、この買入れの対象となつた森林等が農用林であります場合は、国有林野との交換によつて処理することができることと

し、また森林法による伐採制限等に違反し、かつ造林命令や復旧命令に従わないのみならず、国の買入れの申込みにも応じないような場合には国が強制買取りを行うこととし、この場合、中央森林審議会の議を経て農林大臣が手続を行うのであります。この買入れ等の対価は時価によることとし、その算定方式は政令によつて適正に定めることといたしております。第三に、保安林等の買入れ措置を円滑に進めるため、租税特別措置法の一部を改正いたしまして、登録税、譲渡所得税及び再評価税の減免等の特例を認めるとともに、地方税法に新たに設けられる不動産取得税につきましても、交換により森林を取得する場合、免税することといたしております。

また、保安林整備臨時措置法案に對し、また森林法による伐採制限等に違反し、かつ造林命令や復旧命令に従わないのみならず、国の買入れの申込みにも応じないような場合には国が強制買取りを行うこととし、この場合、中央森林審議会の議を経て農林大臣が手続を行うのであります。この買入れ等の対価は時価によることとし、その算定方式は政令によつて適正に定めることといたしております。第三に、保安林等の買入れ措置を円滑に進めるため、租税特別措置法の一部を改正いたしまして、登録税、譲渡所得税及び再評価税の減免等の特例を認めるとともに、地方税法に新たに設けられる不動産取得税につきましても、交換により森林を取得する場合、免税することといたしております。

本案は去る三月二十二日本委員会に付託され、同二十四日農林政務次官より提案理由の説明を聞き、以後七回にわたつて委員会における審査を行いました。同時に、林業に関する小委員会におきましても並行して審査を進め、特に四月九日の委員会には学識経験者五名を参考人として招致いたし、その意見を聞いて審議の慎重を期したのであります。その間委員各位より熱心な質疑があり、保安林の国による買入れ交換及び買取りについての税の減免措置に関する問題を初めといたしまして、各方面についての論議が行われたのであります。詳細は速記録に譲りたいと存じます。

本日質疑を終了いたし、採決に入るに先立ち、自由党福田委員より修正案が提出されました。その内容は、国の政策に協力して国土保全上必要な森林等を国に売り渡した場合は、強制買取りを受けた場合と同様に資産再評価税を免除すること、及び、またそれら森林等を国有林野と交換した場合に取得した清算金に対しても免税措置を講ずることとしたものであります。

この修正案並びに修正部分を除く原案を議題として採決の結果、全会一致をもつて修正案並びに修正部分を除く原案はともこれを可決いたしました次第であります。

次いで、社会党足尾委員から六項目にわたる附帯決議を付したいとの動議が提出され、採決の結果、これまた全会一致をもつて可決いたしました。附帯決議は六項目にわたつておりますが、その第一は、本法施行後における運用の実績に徴し、第四条の規定による買入れ措置の強化について検討すること、以下ごさいますが、詳細は速記録に譲りたいと思ひます。

〔参照〕
保安林整備臨時措置法案に對する附帯決議
政府は本法の目的を達成するため、左記の措置を講ずべきである。
記
一、本法施行後における運用の実績を徴し、第四条の規定による買入れ措置の強化について検討すること。
二、保安林の保安機能を高度に發揮せしめるため、現行森林法につき再検討を加え、もつて恒久的保安林制度の確立を期すること。
三、国土保全、災害防除の徹底を期するため、治山施設、造林、林道事業並びに海岸その他の防災造林事業の強化拡充を行うこと。
四、国土綜合利用の見地から、林道の利用開発を一段と積極化して本来の機能を充分發揮せしむると共に、併せて開拓事業との関係をも考慮して、これが強化促進に寄与し得るよう更に一層の考慮を払ふこと。
五、民有保安林を買取る場合、不必要にその價所を擴張する事なく、

評価については公正慎重を期し、所有者に不安の念を抱かしめざるよう留意すること。
六、森林資源の過伐を防止し、併せて森林の保安的機能の確保に資するため、パルプ用材、抗木、電柱等につき、利用の合理化、未利用資源活用の徹底的強化を期すると共に、止むを得ざる不足分については外材の輸入をし、貿易方式についても検討すること。

次に、国有林野法等の一部を改正する法律案について御報告を申し上げます。

本案は、国有林野法及び国有林野整備臨時措置法につき、それの一部改正を行わんとするものであります。すなわち、国有林野法におきましては、国有林野を農林道、水利施設その他の公共用施設のために地方公共団体、組合等に貸し付け、または使用させる場合におきまして、無償または時価より低い料金にすることができ、また国有林野を放牧採草地その他農林漁業共同利用施設の用途に供するため地元へ貸し付け、または使用させる場合、その料金を時価より低くすることができること、及び国有林野の

昭和二十九年四月十七日 衆議院會議第三十八号 農林省設置法の一部を改正する法律案外二件

昭和二十九年四月十七日 衆議院會議録第三十八号 議長の報告

借受人または使用者及び共用林野の使用が、風水害、冷害等のために貸付使用料の納付が著しく困難であると見られるときは、その料金を減免する事ができる規定を設けようとするものであります。

また、国有林野整備臨時措置法につきましては、本年六月二十三日で失効することになっておりますので、昨年の災害等によつて国有林野の充払い業務等が若干遅れている状況にかんがみまして、明三十年三月末日まで同法の有効期限を延長しようとするものであります。

本案は四月十三日付託となり、同十四日農林大臣より提案理由の説明を聞いた後、ただちに質疑に入り、まことに申し上げました保安林整備臨時措置法案を一括して審査を行つたのであります。本日質疑を終了、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもつて政府原案の通り可決いたしました。

なお、社会党水井委員から附帯決議を付したいとの動議があり、採決の結果、これまた全会一致をもつて可決いたしました。附帯決議の内容は速記録に譲りたいと思ひます。

〔参照〕

国有林野法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
国有林野整備臨時措置法の実施に當つて、政府は左記の事項に注意して運用すべきである。

記

一部の地方公共団体においては、国より充払いを受けた林野の対価を、市中銀行より短期融資を受け、又は業者よりの出資を受けて国に納入し、その結果当該林野の立木を早期に伐採して充払い等の弊害が見受けられるので、いやくも地元民の福祉の増進に寄与しないような用途にあてられることのないよう、政府は厳に注意すること。

次に、農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。本案の趣旨は、長野営林局が現在長野県西筑摩郡福島町に所在しておらず、本年度中に長野市に移転しようとするものであります。

長野営林局が現所在地に設置されましたのは、昭和二十二年、終戦後におきます長野行政の改革にあたり、一時的の暫定措置として行われたものであります。その後国有林野事業の重

要性が増大するにつれ、他の行政、関係団体等との連絡折衝が煩雑となつて参りましたが、現所在地は地方の行政及び経済の中心地から距離が遠く、能率的、経済的に多大の犠牲を余儀なくされる状態でございます。のみならず、地勢上からも住居、交通に多大の制約を受け、職員の出勤率に著しい支障を来している実情でありますので、これらの理由から、長野市移転は数年来の懸案であつたのであります。

以上、本案が提出された事情と要旨を申し述べましたが、本案は去る四月十五日付託となり、翌十六日農林政務次官から提案理由の説明を聞いた後審査に付しました。

同日質疑を終了しました後、討論を省略して、ただちに採決を行いましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(堤康次郎君) 三案を一括して採決いたします。三案中、日程第三及び国有林野法等の一部を改正する法律案の委員長の報告はいずれも可決でありまして、保安林整備臨時措置法案の委員長の報告は修正であります。三案

は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて三案は委員長報告の通り決しました。
本日はこれにて散会いたします。
午後二時四十三分散会

出席國務大臣
農林大臣 保利 茂君
運輸大臣 石井光次郎君
出府政府委員
厚生政務次官 中山 マサ君
通商産業政務次官 古池 恒三君
通商産業省
鐵道局長 吉岡千代三君
運輸省船員局長 武田 元君
建設政務次官 南 好雄君

朗讀を省略した報告
一、去る十五日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
肥料取締法の一部を改正する法律
外国人登録法の一部を改正する法律

一、去る十五日本院は電波監理審議会委員に諸井貫一君及び横山英太郎君を任命することに同意した旨参議院に通知した。

一、去る十五日河井参議院議長から堤議長宛、参議院は日本電信電話公社経営委員会委員に新関八洲太郎君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。
よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、去る十五日本院は日本電信電話公社経営委員会委員に新関八洲太郎君を任命することに同意した旨参議院に通知した。

一、去る十五日河井参議院議長から堤議長宛、参議院は電波監理審議会委員に諸井貫一君及び横山英太郎君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。
よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、去る十五日本院議長は、社会保険制度審議会委員を次の通り推薦し、その旨内閣に通知した。

青柳 一郎君
岡 良一君

一、昨十六日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律

一、昨十六日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるとの件

一、昨十六日吉田内閣総理大臣から次の要求書を受領した。

内閣閣内第三二二号

昭和二十九年四月十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 荒木萬壽夫

衆議院議員 荒木萬壽夫君の逮捕につき、別紙のとおり、東京簡易裁判所判事から要求があつたので、憲法第五十條、国会法第三十三條及び第三十四條の二の規定により貴院の許諾を求めるとの件

(別紙)

東京簡易裁判第三号

昭和二十九年四月十五日

東京簡易裁判所判事 向井 周吉

内閣総理大臣 吉田茂

衆議院議員 逮捕につき許諾を求めるとの件

住居 東京都杉並区和泉町百六十二番地

衆議院議員 荒木萬壽夫

右のものに対する取賄被疑事件(被疑事実は別紙の通り)につき東京地方検察庁検事河井信太郎より当該判事に対し逮捕状の請求があつたので令状発付につき憲法第五十條国会法第三十三條第三十四條の二により許諾を求めるとの要求する。

(別紙)

被疑事案

被疑者は、衆議院議員として衆議院に於て、法律案、予算案の審議、表決等をなす職務を有するものなること、昭和二十八年三月頃より飯野海運株式会社取締役副社長三益一太郎並びに同会社調査部調査員小山朝光等より外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法案並びに昭和二十八年度予算案の審議表決に関し、右法律の適用範囲の拡大及び油槽船に対する日本開発銀行よりの融資額の増額に関し尽力方の請託を受け、その実現を見るや右請託実現の謝礼並びに今後も同様な尽力を得たい趣旨の下に供与されるものであることを知りながら昭和二十八年十月上旬頃

東京都千代田区永田町二丁目十二番地衆議院第一議員会館に於て、右小山を介し右三益より現金三十万円を收受し以つて前記職務に関し取賄したものである。

一、去る十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員

三浦寅之助君 熊谷 憲一君

文部委員

熊谷 憲一君 三浦寅之助君

厚生委員

降旗 徳弥君 長谷川 保君

農林委員

高橋圓三郎君

稲富 稔人君 堤 ツルヨ君

予算委員

稲富 稔人君 堤 ツルヨ君

追水 久常君 高橋圓三郎君

瀧尾 弘吉君 山崎 巖君

小山倉之助君 中曾根康弘君

中村三之丞君 古井 喜實君

石山 權作君 武藤運十郎君

堤 ツルヨ君 河野 一郎君

大平 正芳君 田中 龍夫君

降旗 徳弥君 吉田 重延君

赤澤 正道君 岡田 勢一君

内藤 友明君 三浦 一雄君

稲富 稔人君 三宅 正一君

決算委員

三宅 正一君

一、去る十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員

熊谷 憲一君 三浦寅之助君

文部委員

熊谷 憲一君 三浦寅之助君

厚生委員

三浦寅之助君 熊谷 憲一君

農林委員

高橋圓三郎君 武藤運十郎君

降旗 徳弥君

農林委員

堤 ツルヨ君 稲富 稔人君

予算委員

堤 ツルヨ君 稲富 稔人君

大平 正芳君 降旗 徳弥君

田中 龍夫君 吉田 重延君

赤澤 正道君 三浦 一雄君

岡田 勢一君 内藤 友明君

伊藤 好道君 長谷川 保君

稲富 稔人君 中村 梅吉君

追水 久常君 瀧尾 弘吉君

高橋圓三郎君 山崎 巖君

小山倉之助君 中村三之丞君

古井 喜實君 中曾根康弘君

堤 ツルヨ君

決算委員

大矢 省三君

一、昨十六日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

地方行政委員会

理事 西村 力弥君(理事西村力弥君去る十二日委員辞任につきその補欠)

厚生委員会

理事 長谷川 保君(理事長谷川保君去る十五日委員辞任につきその補欠)

農林委員会

理事 岡 良一君(理事岡良一君去る十四日委員辞任につきその補欠)

農林委員会

理事 金子與重郎君(理事吉川久衛君昨十六日理事辞任につきその補欠)

労働委員会

理事 稲葉 修君(理事稲葉修君去る十三日委員辞任につきその補欠)

経済安定委員会

理事 武田信之助君(理事武田信之助君去る八日委員辞任につきその補欠)

理事 根本龍太郎君(理事根本龍太郎君去る二月十三日委員辞任につきその補欠)

昭和二十九年四月十七日 衆議院會議第三十八号 議長の報告

決算委員会

理事 柴田 義男君(理事柴田義男君去る十三日委員辞任につきその補欠)

理事 杉村沖治郎君(理事杉村沖治郎君去る十三日委員辞任につきその補欠)

一、昨十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

三池 信君 辻原 弘市君
文部委員 横路 節雄君
厚生委員

武藤運十郎君 今澄 勇君
農林委員
井手 以誠君 中澤 茂一君

永井勝次郎君
通商産業委員
永井勝次郎君 井手 以誠君

郵政委員
尾岡 義一君 鳩山 一郎君
電気通信委員

庄司 一郎君 加藤鏗五郎君
労働委員 三浦 一雄君
子算委員

稲葉 修君 長谷川 保君
岡 良一君 中村 時雄君

決算委員 西村 力弥君

議院運営委員

青野 武二君 神近 市子君
図書館運営委員
加藤鏗五郎君 鳩山 一郎君

神近 市子君 尾岡 義一君
庄司 一郎君 青野 武二君

一、昨十六日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

尾岡 義一君 西村 力弥君
文部委員 辻原 弘市君
厚生委員 長谷川 保君 岡 良一君

農林委員 井手 以誠君 中村 時雄君
永井勝次郎君

井手 以誠君
通商産業委員
井手 以誠君 永井勝次郎君

郵政委員 鳩山 一郎君 三池 信君
電気通信委員 加藤鏗五郎君 庄司 一郎君

労働委員 稲葉 修君
子算委員 三浦 一雄君 武藤運十郎君

今澄 勇君 中澤 茂一君
決算委員 阿部 五郎君

議院運営委員 神近 市子君 青野 武二君

図書館運営委員

庄司 一郎君 尾岡 義一君
青野 武二君 鳩山 一郎君
加藤鏗五郎君 神近 市子君

一、去る十五日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案(網島正興君外五十二名提出、衆議院第一五〇号)

農林委員会 付託
離島振興法の一部を改正する法律案(網島正興君外五十二名提出、衆議院第二二号)

経済安定委員会 付託
一、去る十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和二十九年特別会計予算補正(特第一号)
交付税及び赤字税配付金特別会計法案

財政法等の一部を改正する法律案
国民金融公庫が行う恩給担保金融に關する法律案

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案
石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案

石油資源探査促進臨時措置法案

一、去る十五日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
離島振興法の一部を改正する法律案(網島正興君外五十二名提出)

一、去る十五日本院提出案(参議院回付)に對する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

肥料取締法の一部を改正する法律案
一、去る十五日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

外国人登録法の一部を改正する法律案

外国人登録法の一部を改正する法律案
一、昨十六日議員から提出した議案は次の通りである。

北海道開発のためする港灣工事に關する法律の一部を改正する法律案(南條徳男君外十九名提出)
網紀改正に關する決議案(和田博雄君外百三十四名提出)

国際映画大会でグラン・プリ受賞者表彰に關する決議案(加藤勲十君外六十三名提出)
一、昨十六日内閣から提出した議案は次の通りである。

自治庁関係法令の整理に關する法律案

国の所有に屬する自動車の交換に關する法律案

文部省関係法令の整理に關する法律案
一、昨十六日委員会に付託された議案は次の通りである。

自治庁関係法令の整理に關する法律案(内閣提出第一五二号)

地方行政委員会 付託
国の所有に屬する自動車の交換に關する法律案(内閣提出第一五三号)

大蔵委員会 付託

文部省関係法令の整理に關する法律案(内閣提出第一五三号)

文部委員会 付託
一、昨十六日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

清掃法案
あへん法案
一、昨十六日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

日本製鉄株式会社廃止法の一部を改正する法律案
一、昨十六日参議院において、次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件

一、昨十六日議長は、議員荒木萬壽夫君の逮捕について許諾を求めるの件を議院運営委員会に付託した。

一、今十七日議員から提出した議案は次の通りである。

可燃性織物法に関する決議案(大西願夫君外五十名提出)

一、今十七日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

可燃性織物法に関する決議案
大西願夫君外五十名

衆議院会議録第三十一号中正誤

頁段行 誤 正

四八五〇 自転二輪車 自動二輪車

四九〇 各行頭を一

至三 字下げる。

衆議院会議録第三十六号中正誤

頁段行 誤 正

三六二七 日本会党 日本社会党

三六二七 部分をを 部分を

昭和二十九年四月十七日 衆議院会議録第三十八号 議長の報告